

## 平成28年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

**日 時** 平成28年8月19日（金） 午後6時27分～午後7時55分

**場 所** 市役所本庁舎3階 庁議室

**出席者** 林一元会長、酒井一誠副会長、小林恵子委員、大城花子委員、工藤義昭委員、  
田中裕紀子委員、田畑博委員、森本栄樹委員（出席委員8名）

**欠席者** 松坂由委員

**事務局** 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 本間孝之、企画課主幹 上窪健一  
企画課主任 門井理恵

**傍聴者** 1名

=====  
**【事務局（本間課長）】**

皆さんお晩でございます。定刻より若干早いですが、皆さんお揃いですので、審議会を始めたいと思います。委員の皆さまには、大変お忙しい中、またお仕事終了後のお疲れのところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当しております本間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会につきましては、平成28年3月31日の任期満了に伴う委員の改選により、新たに9名の方が決定されているところでございます。本日は、各委員のお座席に委嘱状を交付してございますので、お納め願います。なお、本審議会の委員数は、条例の規定により15人以内となっておりますが、第6次の審議会からの答申を踏まえ、試行的に9人でご審議していただくこととしております。従いまして、委員構成につきましては、学識者1名、団体からの推薦者2名、公募による委員5名、行政職員1名となっております。委員の任期は、平成30年3月31日までの2年間となっております。

それでは、審議に入ります前に事務局を代表しまして企画経済部長の小鷹より、ご挨拶をさせていただきます。

**【事務局（小鷹部長）】**

皆さまお晩でございます。改めまして、石狩市企画経済部長の小鷹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、話ありましたように、本日は本当にご多用の中、また夜間にも関わらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また皆さまには日ごろより本市行政に、全般にわたりご理解、またご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしましてお礼申し上げたいと存じます。

またこの度は本審議会の委員につきまして、ご承諾あるいはご応募いただきましたこととお礼申し上げたいと存じます。また委嘱状でございますが、本日お渡しすることになりましたこととお詫び申し上げたいと存じます。本来であれば市長の田岡がこの場に来て、ご挨拶並びに委嘱状を皆さまにお渡しするところでございますが、本日あいにく公務のため出席できないこととお詫び申し上げたいと存じます。

私より一言ご挨拶させていただきますが、皆さんご承知のこととは存じますが、この「市民の声を活かす条例」は平成 13 年に制定いたしまして、14 年から施行してきたところでございます。この条例の制定は、いわゆる市民参加条例として全国に先駆けて施行したものでございまして、現在でも多くの市町村から注目と脚光を浴びた条例でもございます。これまで多くの市民参加手続が行われてきた中で、行政活動に対する市民参加への意識は着実に進んできていると感じております。またこの制度の運用もある程度軌道に乗ってきていまして、ある意味根付いてきたと感じているところでございます。このように、市民にとって発言の機会が制度化されたという安心感があるのではないかと感じてございます。それらのことが将来に向けての、次世代への、担っていく子供達に、このまちの新しい形をしっかりと受け継いでいく、受け継いでもらっていくことに繋がるのではないかと感じてございます。しかしながら、この制度というのも時代と共に改変していかなければならない、そういう責務を持った条例でございまして、その見守り役と言いますか、監視役として、皆さまにはこの制度改正などについてご議論を頂きたいと思っております。この制度を、今後適切に運用して発展させていくためには、皆さまのお力添えが必要になっているところでございますので、委員の皆さまにおかれましてはさまざまな視点から活発な議論をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。今後 2 年間どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（本間課長）】**

それでは、議事に入ります前に、本日初顔合わせの方もおられますので、私から一人ずつご紹介させていただきますのでそれぞれ一言自己紹介をお願いしたいと思います。以後座って進めさせていただきます。

始めに、学識経験者枠としてご参加頂きました「林 一元 様」ですが、林様につきましては、長年に渡り北海道自動車短期大学の教授を勤められた経歴をお持ちでございます。

**【林委員】**

林でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局（本間課長）】**

次に、団体推薦枠でご参加頂きました「酒井 一誠 様」ですが、酒井様につきましては第 7 次から引き続き委員をお引き受け頂いております、「石狩商工会議所青年部」から選出されてご参加頂いております。

**【酒井委員】**

はい、酒井でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（本間課長）】

同じく、団体推薦枠でご参加頂きました「小林 恵子 様」ですが、小林様につきましては、市民活動団体のサポートやまちづくり講座の開催など協働によるまちづくりに大きく貢献頂いている「NPO 法人ひとまちつなぎ石狩」から選出されてご参加頂いております。

【小林委員】

小林です。よろしくお願いいたします。

【事務局（本間課長）】

次からは、一般公募枠でご参加頂いた皆さまですが、始めに「大城 花子 様」でございます。

【大城委員】

大城です。よろしくお願いいたします。

【事務局（本間課長）】

「工藤 義昭 様」でございます。

【工藤委員】

工藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（本間課長）】

「田中 裕紀子 様」でございます。

【田中委員】

田中です。よろしくお願いいたします。

【事務局（本間課長）】

「田畑 博 様」でございます。

【田畑委員】

田畑です。よろしくお願いいたします。

【事務局（本間課長）】

この他に、本日は所要で欠席されておりますが、第 7 次から引き続き委員をお引き受け頂いております「松坂 由 様」がおられますのでよろしくお願いいたします。

最後に、市職員枠で参加しております総務部行政管理課長の「森本 栄樹」でございます。

**【森本委員】**

森本です。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（本間課長）】**

以上、9名の皆さまでこれから2年間ご審議頂きますのでよろしくお願いいたします。引き続き事務局の紹介もさせていただきます。

改めまして企画経済部長の小鷹でございます。

**【事務局（小鷹部長）】**

小鷹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（本間課長）】**

企画課長の本間です。どうぞよろしくお願いいたします。

企画課主幹の上窪でございます。

**【事務局（上窪主幹）】**

どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（本間課長）】**

企画課主任の門井でございます。

**【事務局（門井主任）】**

門井です。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（本間課長）】**

本日の会議でございますが、松坂委員より欠席される旨の申し出がありましたので、本日の出席者数は8名となっております。条例第32条第2項に規定する委員の半数以上の出席となっておりますことから、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、議事の3番目、会長と副会長の選出ですが、条例第31条第2項の規定では、会長及び副会長は、『市職員以外の委員から、互選により選出する』ことになっております。このことから、会長と副会長が選任されるまで、このまま事務局にて議事を進めて参りたいと存じます。

では、早速会長及び副会長の選出に入りたいと思いますが、立候補又はご推薦、あるいは選任方法についてのご意見などございませんでしょうか。

【小林委員】

事務局の案がありましたらご提案いただけますか。

【事務局（本間課長）】

ただいま、事務局提案との意見がございましたが、他にご意見がなければ事務局から提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは事務局案としましては、会長には、学識経験者であります林一元委員を、副会長には、第 7 次から継続して委員を務めて頂いております、酒井一誠委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【事務局（本間課長）】

よろしいですか。ありがとうございます。特に、ご異議がないようですので、会長には林 一元委員、副会長には酒井 一誠委員に決定したいと思います。お二人には、これから 2 年間、どうぞよろしくお願いいたします。

お手数ですがお二人とも、会長、副会長の席へ移動願えればと思います。それでは林会長より、就任にあたりまして一言ご挨拶を頂きたいと存じます。

【林会長】

ただ今ご指名いただきました林でございます。

私自身がこのような会の取りまとめ役をやるのが初めてでして、皆さんも 9 名いる委員の中で 6 名が新任と伺っておりますが、私もその新任の一人でございます。学識経験者という形でご紹介いただきましたけれども、私自身が特別な能力を持っていたり、特別な経験を持ったり知識を持ったり、見識を持っているということではありません。皆さまのご協力をいただいて、この会をできるだけ盛況に、内容に沿ってまとめていきたいと思っております。それには皆さんのお力添えがなければ出来ないことでございますので、今後 2 年間よろしくお願いいたします。

【事務局（本間課長）】

引き続きまして、企画経済部長の小鷹より林会長に諮問書をお渡しいたします。

【事務局（小鷹部長）】

「会長 林一元様、市民参加制度に関する諮問。石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第 28 条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価及び市民参加制度をより良い内容とするための改善方策について、貴審議会の意見を伺います。石狩市長 田岡克介」よろしくお願いいたします。

【事務局（本間課長）】

それでは、これより以降の議事進行につきましては、林会長に代わりたいと思います。つたない進行でしたがご協力ありがとうございました。

林会長、よろしくお願いいたします。

【林会長】

ただいまご挨拶させていただきましたけれども、この審議会は議事の進行は会長が行うこととなっております。皆様のご協力のもと、円滑な議事の進行に努めていきたいと思っておりますので、皆様ご協力よろしくお願いいたします。

本日の会議はおおよそ 20 時 30 分を目途に終了したいと考えておりますので、皆さまのご協力よろしくお願いいたします。

なお、議事録を作成するために録音をしておりますので、発言の際は挙手をされまして、私の指名に基づいて発言されますようよろしくお願いいたします。

それではさっそくですが、お手元のレジユメの会議次第の中に、「5. 協議事項の 1」について事務局からご説明よろしくお願いいたします。

【事務局（門井主任）】

では私からこちらのレジユメの 3 ページ、協議事項の 1 をご説明させていただきます。

まず、第 8 次審議会の運営ルールについてご説明をいたします。

市では、市民参加手続を適正に実施するため、市民参加マニュアルを作成しております。マニュアルにつきましては以前のオリエンテーションの方で配らせていただいております。このマニュアル（市民参加マニュアル 2010）の 8 ページに審議会開催後の事務についての規定があり、その中の「②議事録作成」の項目のところに議事録の作成方法をあらかじめ審議会のルールとして定めておくことが記載されています。

第 7 次までのルールでは、①議事録は全文を記載する。②議事録の内容は、出席委員全員で確認する。③出席委員の確認後に、会長が署名して議事録を確定とすることをルールとしていました。また、審議内容の向上を図るため、委員の同意により、審議会を傍聴した方が意見や感想などを文書で提出できることを認めています。

第 8 次の審議会においても、これらのルールをどのようにするか、ご検討をお願いいたします。

私からは以上です。

【林会長】

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明内容につきまして、皆さんの中からご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。ございませんでしょうか。

それでは無いということで、これまでどおり①議事録については全文を記録する、②議事録の内容は

出席委員全員で確認する、③委員による確認終了後は会長の署名により議事録を確定する、この 3 点について第 8 次の審議会についてもこのルールを踏襲していくということで決めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、ただ今決まりましたルールにのっとりまして、次の協議事項、レジュメでいきますと 5 番目、「協議事項の 2」について事務局から説明をよろしくお願いたします。

**【事務局（門井主任）】**

引き続きレジュメ 3 ページの下段をご覧ください。第 8 次審議会の審議内容については、先ほどの諮問書のとおり、「市民参加手続が適正に行われているかの確認と評価」及び「市民参加制度をより良い内容とするための改善方策」についてご審議を賜りたいと存じます。

また、スケジュールについては、年に 2 回、計 4 回の審議会を予定しています。本日は後ほど、平成 27 年度の市民参加手続の実施状況を報告しますので、それに対する総括的な評価をいただくほか、制度の改善点や手続において工夫すべき事項などについてのご検討、ご提言を頂きたいと存じます。

12 月頃予定しています第 2 回目は改善方策について継続審議とし、来年の第 1 回目については本日も同様、前年度の市民参加手続の実施運用状況についての評価と改善方策についてご審議頂き、最終的には第 8 次審議会としての答申をまとめていただく予定となっております。

答申の仕方としては、15 ページの資料 4 にありますとおり、答申書という形でご提出いただくこととなりますので、答申のイメージとして参考にいただければと思います。私からは以上です。

**【林会長】**

ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、市民参加制度が適切に運用されているか、さらに改善すべき事項があるかどうか、あるいは新たにこのような点も改良したらどうかと言ったような観点から、今後議論を進めていきたいと思っております。最終的には今お話ありましたように、平成 29 年 12 月ごろを目途に意見を取りまとめて答申をしたいと思っておりますので、皆さまのご協力、自由闊達なご意見をよろしくお願いたします。

再確認ですが、諮問書には 2 点の諮問が盛り込まれています。1 点目は、市民参加手続の実施運用状況の評価、もう 1 点は、市民参加制度をより良い内容とするための改善の方策について諮問されております。この審議会ではこの 2 点について諮問されておりますので、それをご理解いただいて、今後ご審議をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次にレジュメの第 6 番目「議題」に入りたいと思っております。まず議題の 1 番目、「平成 27 年度市民参加手続の実施運用状況について」事務局から説明よろしくお願いたします。

**【事務局（門井主任）】**

はい、私から説明させていただきます。はじめに、6 ページ資料 1 の「平成 27 年度市民参加手続の実施状況」についてご説明します。

市民の声を活かす条例で規定している市民参加手続の主な手法としては、審議会、パブリックコメント、公聴会、ワークショップや意見交換会、アンケートなどのその他の市民参加手続を規定しています。

【市民参加手続の手法ごとの実施状況】と記載している表をご覧ください。この表は、市民参加手続を手法ごとに件数、参加人数をまとめたものです。件数としては、平成 26 年度の 65 件から比べると 27 年度は 47 件と減少していますが、これは、平成 26 年度に改定の年を迎えた計画が多かったため、それに伴う市民参加手続が例年以上に多く行われたものです。参考までに 24 年度は 49 件、25 年度は 30 件ですので、27 年度の 47 件はおおむね例年どおりの件数と言えます。

次に【各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等】ですが、これは、先ほどの手法ごとに件数をまとめたものを、テーマごとにまとめ直したものです。真ん中の列「手続の手法」の審議会の回数については、そのテーマについて審議した年度内の回数を記載しております。一番右の欄「参加人数」は、審議会の場合は、出席委員の数、パブリックコメントは意見提出者の数、ワークショップや意見交換会などは参加者の数となっています。

案件によって市民参加手続の手法は異なりますが、審議会もしくはパブリックコメントを実施するケースが多いです。また 7 ページ上から 5 番目の「企画課 石狩市過疎地域自立促進市町村計画の策定について」のように、パブリックコメントと審議会への諮問を併用する、といった、複数の手続を組み合わせで行う場合もあります。

次に 9 ページの「資料 2 平成 27 年度審議会等の開催状況」についてですが、この表は、平成 27 年度に開催されたすべての審議会等の状況をまとめたものです。平成 27 年度は 32 の審議会や各種委員会が開催されていますが、このうち、市民参加手続に該当する審議会等とは、諮問及び答申、あるいは提言などを行う場合のみが対象となります。

例として、この審議会ですと、No.17,18 に市民参加制度調査審議会があります。17 の第 1 回審議会で諮問し、第 2 回も継続して諮問案件について議論していることから、「諮問案件の審議」の欄に○がついています。これと連動して、先ほどの資料 1 ですが、7 ページの上から 4 番目に、諮問案件のテーマである「市民参加手続の実施運用状況及び市民参加制度の改善方策について」とあります。審議会を 2 回開催したので、回数は「2 回」、終了日は答申日である「平成 27 年 12 月 17 日」、参加人数は、2 回の審議会に参加いただいた委員の合計で 14 人と記載しています。

9 ページの資料 2 に戻りまして、表の中ほどの列、「諮問案件の審議」の欄が「-」となっているものは、諮問や答申などがないもので、例えば、審議会に対し、諮問する案件ではないが、報告事項がある場合や協議会のように特定のテーマについて議論をさせていただく必要がある場合などに開催されたものです。

出席委員数については、各審議会等で委員の任命数が異なりますので、ばらつきがあります。

開催から議事録確定までの期間ですが、市民参加マニュアルでは、議事録の確定は、審議会の開催日から概ね 1 カ月程度とするよう求めています。3 か月以上かかっているものもあります。11 ページの下、枠外の 2 点目に記載のとおり、平均すると 30.6 日となっています。

また、その上に記載のとおり、傍聴者の平均は 0.88 人であり、昨年度より若干減少しています。



なお、報告漏れの案件につきましては、ありませんでした。

次に 12 ページから 13 ページ上段にかけては、平成 27 年度のパブリックコメント等の実施状況をテーマごとに記載しています。パブリックコメント手続きにおける意見の提出期間は、1 ヶ月以上(条例第 17 条)とすることとなっており、昨年度実施された 19 案件のパブリックコメントはいずれも 1 ヶ月の期間を設けております。

「意見等の提出状況」の「人数」は、パブリックコメントに意見を提出した方の人数で、「件数」とは、各意見提出者の意見の数を内容ごとにまとめた数です。複数の方から同様の意見をいただいた場合は、1 件としています。

意見の反映状況は、市の機関が提出された意見について、パブリックコメントの趣旨や内容、計画との整合性や適法性などを総合的に判断した結果を表わしており、5 つに分類しています。

なお、パブリックコメントの結果は、あい・ボードに掲示するほか、本庁舎 1 階の情報コーナーやホームページで公開しています。また、意見を提出していただいた方には結果を郵送してお知らせしています。

13 ページ下段には、平成 23 年度から 27 年度における意見の検討結果をまとめています。

平成 27 年度については 124 件の意見に対し、採用された意見が 29 件と例年に比べ多くなっています。

採用された意見を一部ご紹介しますと、例えば「4 浜益区の新たな公共交通の導入について」ですが、これは高齢化が深刻な浜益区民の生活の足を確保するため、新たにデマンド(予約運行型)交通を導入する際に、パブリックコメントを実施しました。これについて「利用者の負担を増やさぬよう料金を工夫すべき」という意見を採用し、料金体系を見直しました。

次に「17 石狩市健康づくり計画の策定について」に寄せられた「メンタルヘルスなどカタカナ表記は分かりにくいので、分かりやすい表現にすべき」といった意見を採用し、分かりやすい表記に努めました。

今後も、頂いたご意見を出来る限り反映できるよう、多角的な視点から検討して参ります。

平成 27 年度の市民参加手続の実施運用状況についてのご報告は、以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 【林会長】

はい、ありがとうございます。委員の皆さんから、内容が分からないといったご質問やご意見も含めて、ざっくばらんにご意見をいただければありがたいのですが。

はい、どうぞ。工藤委員。

#### 【工藤委員】

パブリックコメントについて、12 ページの「意見等の反映状況」の「採用」が 27 年度は 29 件となっています。以前頂いた新任委員オリエンテーション資料の 12 ページには、26 年度の結果が載っており、それを見ますと、「採用」がわずか 3 件です。26 年度の 3 件と、27 年度の 29 件、大幅に採用件数

が増えた理由と言いますか、何か特徴的なことがあれば教えてください。

【林会長】

ただいまの工藤委員のご質問について、事務局よりご説明願います。

【事務局（門井主任）】

26 年度については、今手元に資料を用意していないものですから、詳しくはお答えできないのですが、27 年度の採用 29 件につきましては、先ほどご説明しましたように、例えば市民の健康づくりを推進するための「健康づくり計画の策定について」が 10 人からご意見を寄せていただき、件数も 33 件と最も多いです。次いで「道の駅の整備について」が 8 人から 22 件と、27 年度に関しては比較的市民生活に身近なテーマや、話題性のあるテーマが多かったため、市民の関心も高く、意見を言いやすかったのではないかと分析しております。

【工藤委員】

なるほど。

【事務局（小鷹部長）】

付け加えますと、今申しましたように、興味のあるものは皆さんの関心を引くものですから、それに対しての意見が多くなる傾向はあると思います。ただ、否定するわけではありませんが、私どもは単に件数だけで、市民参加の状況が低い高いという判断はしておりません。と申しますのも、市民参加制度は平成 14 年から始まりましたが、市も市民の方も慣れていない当初は様々なご意見がありました。ただ、現在は、悪い意味ではなく良い意味で市も市民の方も慣れてきているというところがあるかと思えます。この間、既に市民の意見を取り入れながら、各種計画を作ったり施策を進めていますので、市民参加手続の件数が同じでも、今後は、寄せられる意見の件数が減る可能性もあるかもしれません。

ですので、委員の皆さまには、時代に応じた制度議論をしていただけたらと思っています。

【林会長】

工藤委員、今の説明でよろしいでしょうか。

【工藤委員】

はい、分かりました。

【林会長】

はい、ありがとうございます。それでは他にありませんか。

はい、田中委員どうぞよろしく願いいたします。

【田中委員】

12 ページの「意見等の反映状況」の「その他」とは何でしょうか。

【林会長】

はい、事務局から門井主任よろしく申し上げます。

【事務局（門井主任）】

パブリックコメントの際には、市の原案とは直接関係の無いご意見やご質問をいただくこともあります。そういったものは、あくまでご意見として何うということで「その他」に分類しています。

例えば、先ほど例として挙げました浜益区のデマンド交通の導入のパブリックコメントの際は、寄せられた意見の中に「その他」が 2 件あります。この内容をご説明しますと、市の原案では、新たに導入を検討している公共交通のあり方についてご意見をお伺いしているのですが、新たな公共交通についてではなく、既にあるバス路線維持のため、中央バスや沿岸バスに対して援助をする考えはないのかというご質問でしたので、「その他」に分類し回答しています。

【林会長】

田中委員、よろしいでしょうか。

【田中委員】

はい、分かりました。

【林会長】

では次に、小林委員よろしく申し上げます。

【小林委員】

先ほど、門井さんから審議会開催から議事録確定までは概ね 1 ヶ月と説明がありましたが、資料 10 ページ「健康づくり推進協議会」の No.45、46、47 の議事録確定までの期間がとても長く感じるのですが、これは議事録のボリュームがすごく多かったということでしょうか。

【事務局（門井主任）】

「健康づくり推進協議会」では、健康づくり計画に関して審議をしていましたが、同時にパブリックコメントも実施しています。先ほどお伝えしましたが、このパブリックコメント件数が非常に多かったため、頂いたご意見の検討に時間がかかったことと、健康づくり計画を 27 年度内に策定しなければならぬため、どうしても計画策定自体の業務を優先してしまい、議事録の作成が後回しになって大幅に遅れたと聞いております。

【小林委員】

はい、ありがとうございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。  
では田畑委員よろしく願いいたします。

【田畑委員】

資料 12 ページのパブリックコメントの手続に関して、市民の方が意見を述べたい場合、あい・ボードやホームページから意見記入用紙を取り寄せることができると思うのですが、この意見記入用紙でなくとも、必要事項を記入すれば他の様式でも提出することは可能なのでしょうか。

【林会長】

門井主任よろしく願います。

【事務局（門井主任）】

はい、様式は任意様式ですので、特に定められているものではありません。便宜上、市でご用意しているものをホームページやあい・ボードに掲載していますが、氏名や住所、連絡先等が書いていけば、様式は問いません。

【林会長】

田畑委員、よろしいでしょうか。

【田畑委員】

はい。

【林会長】

関連して質問ですが、意見を提出した本人に、経過や意見の検討結果などを連絡しているのですか。

【事務局（門井主任）】

はい、しております。ご意見をお寄せいただきましたら、まず市役所で意見について検討し、その結果は必ず公表をしております。結果はホームページや市役所 1 階の情報公開コーナーでも閲覧可能ですが、ご意見をお寄せいただいたご本人には、個別に意見の検討結果を郵送しております。

【林会長】

はい、ありがとうございました。

市民参加手続の方法については、優先順位はあるのでしょうか。

【事務局（門井主任）】

基本的には、案件によってそれぞれふさわしい手法を選択することとしていますが、他の方法による手続を行う場合を除き、パブリックコメントを行うこととしています。これはパブリックコメントが「比較的成本がかからない」「広く発言の機会を提供できる」「意見提出の際の制約が少ない」というメリットが多いことから、基礎的な市民参加手続と位置づけ、他の方法による市民参加手続を行う場合以外は常に行うこととしています。また複数の手続を組み合わせる場合は、原則パブリックコメントを含めることとしています。

【林会長】

はい、ありがとうございました。次に酒井委員どうぞ。

【酒井副会長】

パブリックコメントに関連して、例えば資料 8 ページの一番上段、市民課のパブリックコメントは 0 件ですとか、少ないところ 0 件 1 件というのがあるのですが、より多くの意見聴取をするため、それぞれの課でも工夫というのは何かされているのでしょうか。

【事務局（門井主任）】

基本的には、市民参加手続に関する事項の公表の方法は条例で、市の窓口、あい・ボード、広報紙、ホームページと決まっています。ただ過去の審議会の答申などから、テーマに関係の深い関係団体に個別に周知をするですとか、関係施設にパブリックコメントの資料を置くなど、意見を聴取するために工夫したほうが良いというご意見をいただきまして、案件に応じて、そのように努めているものもごございます。

【林会長】

酒井委員よろしいですか。

【酒井副会長】

はい、ありがとうございます。

【林会長】

そのほか、何かご意見ございませんでしょうか。

私から事務局の方に質問したいのですが、資料 7 ページの下から 3 つ目の枠に、環境保全課の「墓地に関する市民アンケート調査」がありますが、これはどういう人を対象に行ったのか、概要をご説明いただけますか。

【事務局（門井主任）】

はい、ご説明します。このアンケートは、石狩市民の墓地の所有状況や取得希望のほか、合葬墓に関する考え方などについて調査し、墓地の需要推計や今後の市営墓地のあり方を検討する上での基礎資料とするために、昨年 11 月 4 日から 11 月 20 日にかけて実施されたものです。こちらは住民基本台帳より無作為抽出した、市内在住の満 30 歳以上の世帯主 2,000 名を対象としています。回収率は 40% の 790 件です。

【林会長】

はい、分かりました。他に何かありますか。

【酒井副会長】

ちょっとよろしいですか。

【林会長】

酒井委員どうぞ。

【酒井副会長】

資料 8 ページの下から 3 行目の総務企画課で実施した意見交換会は参加人数が 178 名と、結構多くの方が集まっているのですが、これはどのように人を集めたのでしょうか。またその結果はどこかで見られるのですか。

【林会長】

門井主任から、よろしくお願いします。

【事務局（門井主任）】

はい。こちらは厚田区と、本町・八幡地区の小中学校について、今後の見通しなど説明するため、昨年の 12 月から 2 月に、学校区ごとに開催されました。保護者対象の説明会が 7 回のほか、地域のどなたでも参加できる説明会が 5 回、計 12 回行われておりまして、参加人数の合算が 178 名となっています。周知については、保護者説明会については学校を通して、地域説明会については町内会回覧や広報紙で行っています。結果についてはホームページに掲載しています。以上です。

【林会長】

はい、酒井委員よろしいでしょうか。

【酒井副会長】

はい。参加人数がとても多いのと、恐らく意見も結構出やすい市民の声を聞く機会だったと思うので、非常に良いと思いました。それと話は戻るのですが、先ほどの墓地に関する市民アンケートについても、回収率 40%は意外と多いと思いました。郵送料等経費はかかるのですが、かなりの意見聴取ができる手法であると思いました。

【事務局（門井主任）】

はい、ありがとうございます。

【林会長】

はい、ありがとうございました。他に何かございませんか。

事務局に私からお伺いしたいのですが、条例で定められたこの市民参加手続以外にも、市民の意見を聴く方法はあるのでしょうか。

【事務局（門井主任）】

はい。条例で定められた市民参加手続以外にも、市民の声を聴く機会を設けておりまして、例えば市役所直行便という用紙があります。市役所直行便は、記入して折りたたむとそのままポストに投函できるものでして、あい・ボードに備え付けておりますので、市民の皆さんが自由に持ち帰り出来るようになっております。その他、協働事業提案制度や、毎月 1 度の市長室開放で、市長と直接懇話をしていただく機会や、自治懇話会、あとは一般的な要望陳情など、市民が自主的に意見等を述べる機会を保障し、個々の事案にあわせて、柔軟に対応しています。

【林会長】

今おっしゃった条例で定めた市民参加手続以外の案件は、おおよそどれくらいの数があるものですか。

【事務局（門井主任）】

協働事業提案制度に関しましては、ちょうど今募集をしているところですが、8 月から 10 月にかけて、1 年に 1 度募集しています。この制度は、市との協働によるまちづくりの活動を、市民が提案し、実現する機会をつくろうとするもので、採択件数は年に数件程度でしょうか。なお平成 26 年度は取下げがあって 0 件でしたが、その前は 2 件 3 件ですとか、数件あります。市役所直行便の件数については、担当課に確認しないと今は分かりません。市長室開放は先程お話ししましたように月 1 回行われていますし、自治懇話会は、町内会等から要望があれば、年に 3~4 回程度行われております。

---

【林会長】

はい、わかりました。ありがとうございます。次に工藤委員よろしくお願いします。

【工藤委員】

条例には、市民参加手続として公聴会がありますが、資料 1 の手続の手法には公聴会がないのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

【林会長】

門井主任、よろしいですか。お願いします。

【事務局（門井主任）】

はい。公聴会につきましては、おっしゃるとおり市民参加手続のひとつではあるのですが、昨年度は実施されておられませんので資料の表には載っていません。公聴会は、市の原案に反対・賛成の意見があり、意見の主張者から直接聴く必要がある場合、その聴く過程を広く市民に周知する必要があるときに実施するもので、賛成、反対それぞれの意見を市民の前で述べる人を公募し、それぞれの立場で意見を述べる場です。例えば、市街地の近くに嫌悪施設が建設される場合などに開催することが想定されますが、通常の行政活動においては、公聴会を開催するような事案は非常に少ないので、ここ数年は行われていません。

【林会長】

工藤委員よろしいですか。

【工藤委員】

はい。

【林会長】

はい、ありがとうございました。他にご意見ありませんか。

【大城委員】

はい。いいですか。

【林会長】

はい、どうぞ。大城委員、どうぞよろしくお願いします。



**【大城委員】**

この手続の方法としては、審議会とパブリックコメントが主に多いかと思うのですが、これは例えば、資料 8 ページの一番上の「社会保障・税番号制度における通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の設定について」というのはパブリックコメントで、その下の「へき地保育所の保育料について」は審議会で、どちらも市民がお金を出すかどうか議論になるかと思うのですが、同じお金に関することでも、再交付手数料はパブリックコメント、保育料は審議会という、選択する手法に何か基準はあるのですか。

**【林会長】**

事務局、説明をお願いいたします。

**【事務局（門井主任）】**

市民課については、本案件を審議する適当な審議会を持っていないという点があります。対して、福祉総務課は、社会福祉に関する計画、社会福祉事業の推進その他社会福祉に関する事項の審議をする社会福祉審議会を所管しておりますので、そこで審議をしているという違いがあります。

**【事務局（小鷹部長）】**

使用料や手数料については、それを審議する使用料、手数料等審議会が別にあります。資料 7 ページの財政課のところに、使用料、手数料等審議会とありますが、ここで審議しています。パブリックコメントをした後に審議会でも審議というように。

**【大城委員】**

パブリックコメントとはまた別に、審議会でも検討がされているということですね。ありがとうございます。

**【林会長】**

はい、丁寧な説明どうもありがとうございました。その他ございませんでしょうか。意見もだいたい出尽くしたようですので、資料 1～3 について平成 27 年度市民参加手続の実施運用状況について、ご承認いただければよろしいでしょうか。事務局の方からは何かありますか。

**【事務局（小鷹部長）】**

今は、実施運用状況について先にご説明しました。制度に関しては、2 つめの議題の中でざっくりばらんなご議論をいただければと思います。

【林会長】

では、ただ今の「平成 27 年度市民参加手続実施運用状況について」は、概ねに適正に実施されていたと評価してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【林会長】

はい。ご異議無いようですので、概ねに適正に実施されていたと評価いたします。

それでは引き続きまして、議題の 2「市民参加制度の改善方策について」事務局から説明よろしくお願いたします。

【事務局（門井主任）】

レジュメ 4 ページをご覧ください。まず、こちらの枠内には第 7 次答申を抜粋したものを掲載してあります。第 7 次の諮問書及び答申書全文については、14 ページからの資料 4 をご参照ください。

レジュメ 4 ページの枠内に記載のとおり、第 7 次の答申では、市民参加制度手続の実施運用状況の評価として、平成 25 年度及び 26 年度の市民参加手続は概ね適正だったこと、新たな手法による取り組みとして、第 5 期石狩市総合計画の策定過程において実施した「プラーヌクスツェレ」の手法を用いた市民討議会は、新たな効果があったと評価されました。今後も、従来からの手法にとらわれず、広く市民の意見を聴く場の設定を検討することを求められています。

次に、市民参加制度をより良い内容とするための改善方策として、審議会のあり方についてですが、市民参加制度調査審議会の委員数は、条例上は定数 15 人以内となっておりますが、第 5 次で概ね制度の運用が軌道に乗ったため委員の人数を減らしてはどうか、という答申を頂き、第 6 次審議会において試行的に 12 人で審議会を実施した結果、運用が安定してきており、条件付で減員しても問題は無いと答申をいただきました。

減員にあたっての条件としては、条例改正など、制度に関する重要な審議が必要になった場合は、条例の範囲内で増員すること、次に、減員した場合でも審議会の役割が果たせると実証された場合には、条例改正を行うこと、次に、減員した場合でも、これまでどおり、十分な審議を行うこと。

これらの条件付で、第 7 次審議会では 9 人で審議を行った結果、本審議会の役割を果たすことができ、引き続き現在の委員構成と人数を維持していくことが適当、との答申を受けたため、第 8 次審議会においても 9 人の委員の皆さままで審議を進めていただくこととなっております。

次に、市民参加制度の推進についてですが、大きく 3 つのご意見をいただきました。

1 つめは、市民参加手続きを実施する際は、絵や図などを用いた分かりやすい資料の作成に努めるほか、広く周知する方法として、臨時的な説明会や講座、インターネットや SNS など、様々な情報提供の手法を検討すること。あわせて市民参加制度そのもののさらなる周知に努めること。

2 つめは、審議会には子育て中の方など、様々な立場の市民が加わることができるよう工夫すること。

また意見交換会やワークショップなどは、意見を言いやすい雰囲気づくりに努めることや、市民意見が形になった事例を周知するなど、幅広い世代が意見を出しやすい仕組みづくりを期待する。

このご意見に対して、市としては、今後も分かりやすい資料作成に努めるよう職員に周知するほか、既存の周知方法に加えて新たな情報提供の手法や、気軽に意見を出せる仕組みを第 8 次の委員の皆さまのご意見も引き続き頂戴しながら、検討していきたいと考えています。また、市民参加制度そのもののさらなる周知にも努めたいと考えています。

3 つめに、まちづくりに興味関心が持てるよう、長期的視点での市民参加制度推進の取り組みが必要であり、第 5 期総合計画を踏まえ、市民目線でのまちづくりが着実に進められることを期待する。

このご意見に対して、市としては、子ども議会を昨年から実施するなど、子どものうちからまちづくりに関わる機会を引き続き創出していきたいと考えております。また、総合戦略推進懇話会を通じ、市の施策に対して幅広く市民から助言や意見を頂くよう努めて参りたいと考えております。

以上、第 7 次の答申とそれに対する現在の状況について説明を終わります。

**【林会長】**

はい、ありがとうございました。では委員の皆さまから今の説明に対して何かご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

はい、田畑委員どうぞ、よろしくお願いたします。

**【田畑委員】**

市民参加制度の推進に関しては、これまでも広く周知する方法など努力されてきたのではないかと思います。あい・ボードも今は 34 カ所に設置されて、施設によっては非常に見やすい位置に設置されておりますので、各施設に行ったときに目に触れる機会が多いと思います。

ただ一番広く周知する方法は、毎月の広報いしかりだと思います。これだけ市民参加手続の案件がありますと、全て掲載というのは難しいかもしれませんが、例えば広報 8 月号ではあい・ボードの紹介や、証明書コンビニ交付サービスのパブリックコメントが載っています。このように出来るだけ広報紙に、たくさん情報を提供して欲しいなと思います。掲載については、問題の大きさによるのでしょうか？私が述べたいのは、やはり市民の方の目に一番触れるのは広報紙だと思うので、できるだけたくさん載せて欲しいと思います。紙面を割くのは難しいとは思いますが、市民の声を活かす条例が施行されて 14 年目に入っていますし、私もこの審議会委員になって初めて石狩市が全国に先駆けて施行したことを知ったのですが、もっともっと市民の方の意識を高めるために、市民参加制度の内容について、年に 1 回くらい広報紙を活用して特集を組むとか、広報紙に折り込むとかできないかなと思ひまして。

**【林会長】**

ありがとうございます。今の田畑委員の意見に対して、他の委員の方で関連するご意見などございませんか。どうぞ、小林委員。

【小林委員】

先ほど、田畑委員からのあい・ボードが見やすいところにあるというご意見について、場所によっては、すごく見やすいところと、探さないと分からないくらいのところもあります。それは市からお店など設置者に言うことはできるのですか。

【林会長】

田畑委員と小林委員からご意見ご質問いただきました。他にありませんか。

では関連の質問で私から。あい・ボードは、現在 34 カ所がありますが、例えば 40 カ所くらいに増やす予定はないのですか。以上 3 点、事務局にお尋ねしたいのですが。

【事務局（小鷹部長）】

ご意見ありがとうございます。まず田畑委員がおっしゃられた、一番目に触れる広報紙に載せるべきだというご意見はごもっともだと思いますし、チラシ折込みなども活用したら良いという意見とあわせて承ります。ただ、広報紙の場合、作成までに時間がかかるので、2 カ月前には原稿を締め切っていますので、急を要する案件ですと載せられないこともあります。意見の検討結果については全部載せています。

それからあい・ボードについては今後検討していきたいと思いますが、委員の皆さまから具体的にここに置いたら良いのでは、というようなご意見があれば伺いたいのですが。

【林会長】

先ほどの小林委員がおっしゃった、あい・ボードが見づらい場所については、どの部署で検討されるのかご回答いただけますか。

【事務局（門井主任）】

あい・ボードの設置場所に関しては、基本的に入り口等の見やすいところに置いてくださいとお願いしております。ただ、店舗などのスペースを有効活用していただくことになるので、具体的な設置場所については設置者にお任せしています。

【林会長】

小林委員、よろしいでしょうか。

【小林委員】

あい・ボードに関連して、うちの NPO 法人で管理運営している「ぽぽらーと」には、あい・ボードに貼られているチラシは全部貼っていますが、パブリックコメントの資料は届いていません。昨年、「第 5 期石狩市総合計画 いしかりまちづくり本」という赤い冊子を、市から「ぽぽらーと」に置いてくださ

いと依頼されたので置いたのですが、ちょっとコーヒー飲みに来たり、北コミで卓球をした帰りに立ち寄りの方などに声をかけたら、「こんな良いものがあるんだね」と、どんどん持ち帰ってもらえました。なので、「ぼぼらーと」にパブリックコメントの資料を置くと、手に取ってもらえるかもしれないと感じています。

【林会長】

せっかく貴重なご意見ですので、ご検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

改善させていただきます。

【事務局（本間課長）】

検討させていただきます。

【事務局（門井主任）】

広報紙の掲載について補足ですが、市民の声を活かす条例の第 8 条で、市民参加手続に関する事項を公表する場合の方法が定められています。その中で、広報紙やホームページなどを用いて公表することが決まっていますので、例えば法令などで急遽手続を実施しなければならないなど、やむを得ない場合を除いては、原則、広報紙には全ての手続を載せることにしております。ですので、案件の重い軽いですとか、掲載スペースの有無で判断するのではなく、基本的には原則全てを載せております。

それ以外に、年に 2 回、年度の初めには、その年度に予定している市民参加手続の実施予定と、来月号には、今日皆さまにお示ししましたように、前年度の市民参加手続の実施状況についても広報紙で公表しています。以上です。

【林会長】

はい、ありがとうございます。田畑委員よろしいでしょうか。

【田畑委員】

条例第 8 条で、基本的には広報紙に全部掲載することになっているのですね。

【事務局（門井主任）】

はい。原則はそうです。

【田畑委員】

では、何らかの形で載っているのですね。

【事務局（門井主任）】

はい、そうです。

【田畑委員】

承知しました。

【事務局（門井主任）】

広報紙も、たくさんの記事がありますので、その中でも見やすくするための工夫として、市民参加手続を実施する場合のマークを決めています。あい・ボードも統一したマークを使っています。横向きの人の顔で口を大きく開けて声を出すようなマークなのですが、それを市民参加手続のマークとして、記事に付けて一目で分かるような工夫もしています。ただページに関しては紙面の都合があるので、必ず定例的に何ページに載りますということではないのですが、基本的には「市役所からのお知らせ」のページに載せています。

【林会長】

皆さんよろしいでしょうか。森本委員、何かございませんか。

【森本委員】

市民参加制度の推進について、私の担当業務で、行政改革懇話会という審議会がございます。これは最小経費で最大効果を生むために、どのように行政組織を効率化していくかなどを審議するのですが、その中で今年の 2 月に委員の方から、審議会などに女性が積極的な参加をすることが非常に大事だろうという意見が出ていまして、そういうことを審議するところってどこなのでしょうという話があり、まさしくこの審議会がそうでした、私も委員として参加していることをお話しました。行政改革懇話会の委員さん曰く、例えば子育てサークルなどに直接出向いて、参加を呼びかけるとか、そういった手法も取り入れていったらどうだろうという意見も出ていましたのでご報告させていただきます。

【林会長】

ありがとうございます。他に何かございますか。また事務局からも何かありますか。

【事務局（上窪主幹）】

上窪です。よろしいでしょうか。

先ほど田畑委員仰せの広報紙に関してでございますが、毎年年度初めの 4 月号に、見開き 2 ページでその年度の市民参加手続の予定についてご紹介しているところでございます。今後も限られた紙面ではありますが、市民の皆さまにこうやって手続をやっているんだということを広く知っていただくような工夫を今後していきたいと思っております。小林委員仰せの「ぼぼら一と」の事例についても、他

にもこういうところに置いたら効果的なのではというアイデア等々ございましたら、頂戴いただければと思っておりますので今後ともどうぞよろしくをお願いします。

【林会長】

はい、ありがとうございます。他に何かご質問ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。事務局に伺いますが、改善方策についてはこの場で承認を取る必要はないのですか。

【事務局（本間課長）】

今日は、あくまでも来年の答申に向けた第 1 回目の審議ですので、今日この場で何かということではないです。次回以降も継続審議していただき、取りまとめは来年していただくこととなります。

【林会長】

では再度まとめますと、この市民参加制度の改善方策については、今日のご意見を含めまして、次回以降も引き続き議論をいただくということになりますので、お忙しいところ申し訳ありませんが、今回同様活発に参加していただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは次に議事の「7.その他」について事務局からよろしくをお願いします。

【事務局（本間課長）】

次回の日程につきましては、今年 12 月の開催を予定しておりますので、また 10 月以降になりましたら日程調整等のご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。私からは以上です。

【林会長】

ただ今事務局から説明がありましたが、次回の開催は 12 月頃ということで、事前に日程調整の連絡があると思いますので、ご対応のほどよろしくをお願いします。

以上、今日は私も初めての経験でしたので、どのように進めたら良いのか心配をしていたのですが、皆様のご協力で活発なご意見をいただきまして、ほっとしております。ありがとうございました。

本日事務局から提出のあった資料以外にも、もし必要なものがありましたら事務局にご連絡いただき、積極的にこの審議会に関わっていただければありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。本当に今日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。また次回もよろしくお願いいたします。

【事務局（門井主任）】

会議録を作成しましたら、今日出席されている委員の皆さま全員にお送りしますので、よろしくをお願いします。

---

平成28年9月9日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会  
会 長 林 一 元